

平成22年度 事務事業評価シート（平成21年度実績分）

事務事業名	定期監査指摘事項報告等事務		部課コード	0111	予算事業科目	01020101201	事	単	区分	継続	
所管部署	担当部局	総務部	部長名(2次評価者)	中澤 慎二		個別事務	一部	01020101201	-	101	
	担当部署	行政改革推進課	所属長名(1次評価者)	吉野 晴喜					-		
	電話番号	088-823-0971	E-mail	011100@city.kochi.lg.jp					-		

1 事業の位置付け

予算科目(平成21年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け										
会計	01 一般会計	目標	05 Eその他の行政経費及び一般行政経費	政策基本方針	(その他の行政経費及び一般行政経費)						
款	02 総務費	政策	00 その他の行政経費及び一般行政経費								
項	01 総務管理費	施策	00 その他の行政経費及び一般行政経費								
目	01 一般管理費	区分	00 その他の行政経費及び一般行政経費								

2 事業の根拠

法律・政令・省令	●地方自治法第2条第14項 ●地方自治法第158条第1項 他	法定受託事務
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等	●高知市事務分掌規則 ●高知市手数料並びに延滞金条例●各施設等使用料関係条例・規則	
その他(計画、覚書等)	高知市行政改革大綱, 高知市行政改革第3次実施計画	

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	全庁、全部署		
意図	どのような状態にしていくのか	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員の指摘に基づいて改善し、行財政の公正かつ効率的な運営を確保する。		
手段	事業実施体制等	毎年度行われる定期監査の指摘事項に対して、各課での処理状況を行政改革推進課でとりまとめ、監査委員事務局へ提出する。	事業開始年度	通年
			事業終了年度	-
活動内容	どのような事業活動を行うのか	●毎年度行われる定期監査の指摘事項に対して、各課での処理状況を行政改革推進課でとりまとめ、監査委員事務局へ提出する。●措置を講じたときはその旨を監査委員に通知する。		
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方	
	A	指摘に対する処理状況の割合	前年度の定期監査(文書指摘)での指摘件数に対する処理済及び処理中の件数の割合	
	B			
	C			

4 事業の実績等

			19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	指摘に対する処理状況の割合	100%	100%	100%	100%		
		実績	100%(303件/303件)	100%(350件/350件)	100%(355件/355件)			
	B	目標						
		実績						
	C	目標						
		実績						
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)						
		財源内訳	国費 (千円)					
			県費 (千円)					
			市債 (千円)					
			その他 (千円)					
			一般財源 (千円)	0	0	0		0
	翌年度への繰越額 (千円)							
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	750	750	750	750		
		正規職員 (千円)	750	750	750	750		
		その他 (千円)						
		人役数 (人)	0.10	0.10	0.10	0.10		
		正規職員 (人)	0.10	0.10	0.10	0.10		
		その他 (人)						
	総コスト= ① + ② (千円)		750	750	750	750		
市民1人当たりコスト (円)		2	2	2				
年度末住民基本台帳人数 (人)		341,544	340,695	339,714				
					総コスト/年度末人口			

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

地方自治法上、水道局の報告は行政委員会にあたらぬとの解釈で市長部局から報告しているが、会計やシステムが全く別種の内容をとりまとめることは内容的にも困難な状況から、水道局から直接報告することが法の内容からも望ましい。

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 22 年 9 月 24 日）

評価項目		評価基準	1次	平均 点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく B (3) 一部結びつく C (1) あまり結びつかない D (0) 結びつかない	A	5.0	地方自治法の規定であり、通知結果が公表されるものなので必要性はある。
	② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している B (3) 横ばいである C (1) 少ない、減少している D (0) ほとんどない	A		
事業内容の有効性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している B (3) 概ね達成している C (1) あまり順調ではない D (0) 十分な成果を望めない	A	4.0	監査の指摘に対し、市長部局としてどうゆう処理や措置をとったか、また、繰り返し指摘されないように対処できたのかを検証することで、その後の業務に有効性が出てくるもので、地道な指導の積み重ねが成果を生むと考える。
	④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である B (3) 概ね妥当である C (1) 検討の余地がある D (0) 見直しが必要である	B		
事業実施の効率性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない B (3) 行政主体が望ましい C (1) 検討の余地はある D (0) 十分可能である	A	3.0	行政内部のとりまとめ事務のため、アウトソーシングはなじまない。 処理や措置の基準に関して、監査事務局と意見の違いも多く、地方自治法の「措置を講じたときには通知する」の解釈など、検討の余地がある。
	⑥ [事業統合・連携・コスト削減] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない B (3) 概ね効率的にできている C (1) 検討の余地がある D (0) 十分可能である	C		
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い B (3) 概ね保たれている C (1) 偏っている D (0) 公平性を欠いている	B	3.0	指摘の内容から、短期に処理できるものから長期に渡るものがあり、また、部署により対応のスピードに差があるため。
	⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である B (3) 概ね適正な負担割合である C (1) 検討の余地がある D (0) 検討すべきである	B		
総合点	15.0	総合評価	A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合) ○ B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合) C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合) D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 22 年 9 月 29 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
A 事業継続	定期監査の指摘事項に対する各課の処理状況のとりまとめ及び報告は必要な業務であるが、作業方法等については常に経費削減を念頭に改善を行っていくことが大切である。
○ B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

--